

太子町重度身体障がい者移動入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度身体障がい者の健康増進、保健衛生及び福祉の向上を図るために実施する太子町重度身体障がい者移動入浴サービス事業（以下「移動入浴サービス事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「重度身体障がい者」とは、原則として下肢又は体幹機能障がいにより身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けており、かつ、常時臨床しており、又常時臨床していないが食事、排便、ねたきり等日常生活の用の大半を他の介助によらなければならない状態にあり、かつ、その状態が継続する在宅の者をいう。
また、「世帯」とは、障がい者とその配偶者までの範囲をいう。

(実施主体)

第3条 移動入浴サービス事業の実施主体は、太子町とする。ただし、移動入浴サービス事業の提供業務については、当該業務を行うことを業とする者に委託するものとする。

- 2 移動入浴サービス事業提供業務の受託者は、本町と緊密な連携を図り、移動入浴サービス事業の円滑な運営に努めなければならない。
- 3 第1項ただし書の規定による移動入浴サービス事業の委託先の決定は、設備その他当該業務の実施能力の有無等を勘案して、町長が行う。

(実施方法)

第4条 移動入浴サービス事業は、重度身体障がい者の家庭に移動入浴車で訪問し、浴槽を居室に搬入して行う方法で実施する。

- 2 移動入浴サービス事業の1人当たりの実施回数は、月2回を限度とする。ただし、町長が認める場合はこの限りではない。

(対象者)

第5条 移動入浴サービス事業の対象者は、町内に在住する重度身体障がい者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 家族のみでは居宅で入浴することが困難な者
- (2) 入浴が可能であると主治医から認められている者
- (3) 移動入浴サービス事業を受ける時に、同居の親族又は扶養義務者（以下「介護者」という。）の付き添いが受けることができる者

(介護者の責務)

第6条 介護者は、対象者の入浴に係る健康管理に責任を負うものとする。

(申請)

第7条 移動入浴サービス事業の提供を希望する者は、太子町重度身体障がい者移動入浴サービス事業申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に健康診断書(様式第2号)、誓約書(様式第3号)及びその世帯の前年分(1月1日から6月30日までの間に申請する場合にあっては、前々年分。)の住民税課税証明書、その他町長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。ただし、その世帯の住民税課税状況を町において確認できる場合においては、住民税課税証明書の添付を省略できるものとする。

(決定)

第8条 町長は、前条第1項の申請を受理したときは、必要な調査を行い、移動入浴サービス事業の実施の可否を決定する。なお、決定内容については、第10条第1項にかかる事業費用一部負担金額の改定事務等の便宜上、有効期限を設ける。

2 前項の規定により移動入浴サービス事業の実施の可否を決定したときは、町長は、実施することに決定した者に対しては太子町重度身体障がい者移動入浴サービス事業実施決定通知書(様式第4号)により、実施しないことに決定した者に対してはその理由を記載した太子町重度身体障がい者移動入浴サービス事業申請却下通知書(様式第5号)により、それぞれ申請者に通知するとともに、第3条第1項ただし書の規定による移動入浴サービス事業提供業務委託者に対して、実施決定分につき、太子町重度身体障がい者移動入浴サービス事業実施依頼書(様式第6号)に必要書類を添えて送付するものとする。

(停止及び廃止)

第9条 移動入浴サービス事業を受けている対象者がその必要がなくなったとき、辞退したとき又は次条第1項の規定による移動入浴サービス事業費用一部負担金を正当な理由がなく支払わないときは、移動入浴サービス事業の停止又は廃止を決定するものとする。

2 前項に規定する決定を行ったときは、対象者及び移動入浴サービス事業提供業務受託者に対して、太子町重度身体障がい者移動入浴サービス事業停止・廃止通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(費用の負担及び支払)

第10条 移動入浴サービス事業の対象者は、移動入浴サービス事業の提供を受け

たときは、別表に定めるところにより移動入浴サービス事業に要する費用の一部を負担しなければならない。又、利用者負担額の改定等の便宜上有効期限を設定する。

- 2 前項の一部負担金は、移動入浴サービス事業の提供を受ける時に、当該サービス事業業務受託者に支払うものとする。
- 3 町は、移動入浴サービス事業提供業務受託者からの請求により、委託契約額から前1項の規定による一部負担額を控除した額を支払うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移動入浴サービス事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成17年要綱第39号)

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成20年要綱第36号)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年要綱第21号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年要綱第1号)

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

別表 移動入浴サービス事業費用一部負担金額

利用者負担	利用者負担上限月額	
1割	生活保護世帯	0円
	住民税非課税世帯	0円
	住民税課税世帯	4,000円